

懲戒処分・懲戒解雇のトラブルを防ぐ法律実務

～懲戒処分・懲戒解雇をめぐる問題を豊富なQ&Aでわかりやすく解説～

□日 時：2019年 8月29日(木) 10:00～16:00 (5H)

□講 師：石寄・山中総合法律事務所
弁護士 柳瀬 安裕氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室(下記案内図参照)
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主 催：一般社団法人 日本経営協会

□セミナーのねらい

労使関係における大きなトラブルの一つとして、懲戒・解雇に関わる処分があげられます。懲戒・解雇の問題は事実関係の調査や適正な手続きについて手順を踏んで進めなければ、裁判沙汰になり、企業のイメージダウンや大きな損失につながり、さらにはブラック企業のレッテルを貼られかねません。また、懲戒解雇の場合、法的なハードルが高く、処分等が無効となるケースもあり、事前に周到な準備が必要となります。

本セミナーでは、懲戒・解雇におけるトラブルを引き起こさないための、正しい手続きや方法について実務的に解説いたします。また、懲戒事由となる具体事例をもとに処分の妥当性等についてもケース別にわかりやすく解説いたします。

この機会に関係各位多数のご参加をお待ち申し上げます。

講師紹介

石寄・山中総合法律事務所
弁護士 柳瀬 安裕氏

2009年神戸大学法学部卒業。
2011年東北大学法科大学院修了。司法試験合格。
2012年弁護士登録(第一東京弁護士会)。
2013年石寄・山中総合法律事務所入所。
主に、人事労務(個別労使紛争、集団労使紛争、労働災害等)を中心とする企業法務を手がけており、団体交渉・各手続きへの立会等の実務対応にも携わることで、実務感覚の伴ったリーガルサービスを提供することを心掛けている。
著書に『懲戒権行使の法律実務<第2版>』(共著、中央経済社)がある。

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)
●領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
●電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
●振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

キャンセルについて

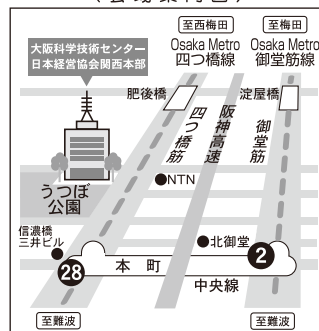
開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なく欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

そ の 他：●教材は原則として当日お渡しいたします。
●ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
●録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
●参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

お申込・お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：重藤

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <https://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

1. 懲戒処分について知っておかなければいけないこと

- (1) 「懲戒処分」とは何か
- (2) 労基法で禁止されている懲戒処分とは何か
- (3) 懲戒処分が無効となる懲戒権濫用法理とは何か
- (4) 法律上、懲戒処分ができない場合とは
- (5) 懲戒処分と人事権の行使(降格・普通解雇等)の違いとは

2. 懲戒権の濫用法理とは

- (1) 就業規則に定めていない懲戒処分はできないのか
- (2) 就業規則に定めているとおり懲戒処分をしても有効にならないのか
- (3) 労働者に弁明の機会を与えていないと懲戒処分はできないのか

3. 懲戒の手順と適法に実施するための法的ポイント

- (1) 事実の調査はどこまでできるのか
- (2) 調査中に自宅待機を命じられるか
- (3) 懲戒の種類を選択するとき、何を目安にすればよいのか
- (4) 懲戒処分の結果を公表して問題ないのか
- (5) 懲戒解雇をして場合、退職金を不支給にできるのか
- (6) 退職勧奨をすることができるか

4. 懲戒事由について問題となる具体例

- (1) 経歴詐称
 - Q. 健康状態の不調を隠して入社した社員を懲戒解雇できるのか
 - Q. 期待した能力より著しく低いパフォーマンスの社員を経歴詐称で懲戒処分できるのか
- (2) 職務懈怠
 - Q. だらだらと残業している社員に懲戒処分をすることができるのか
 - Q. 精神的に不調で欠勤が続いている社員を諭旨解雇できるのか
- (3) 業務命令違反
 - Q. 健康診断の受診を拒否する社員に懲戒処分をすることができるのか
 - Q. 異動命令を拒否する社員を懲戒解雇できるのか 等
- (4) 業務妨害
 - Q. 上司とトラブルを起こしている社員を懲戒処分できるか
 - Q. 上司や同僚の発言を録音している社員を懲戒処分することができるか 等
- (5) 職場規律違反
 - Q. パワーハラスメントに対して懲戒処分ができるのか
 - Q. 職場内で不倫している社員を懲戒解雇できるのか
 - Q. 取引先から多額の接待、贈答品の授与がなされている社員への対応
 - Q. 服装、頭髪、ひげなどの容貌について、どこまで懲戒事由とすることができるか 等
- (6) 従業員たる地位・身分による規律の違反
 - Q. 飲酒運転で逮捕された社員を懲戒解雇できるか
 - Q. 痴漢行為で逮捕されたと連絡がきた社員を懲戒解雇できるのか
 - Q. 会社の秘密を週刊誌に公表した社員を懲戒処分とすることができるか
 - Q. 社員のインターネットを利用した会社批判、秘密漏洩に対して懲戒処分できるのか
 - Q. 内部告発を繰り返す社員を懲戒処分できるのか 等

※出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。 (6)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ (重藤) 宛

NOMA		「懲戒処分・懲戒解雇のトラブルを防ぐ法律実務」参加申込書 (13309)		2019.8/29 32,400/37,800	
(フリガナ) 会社名： 団体名		TEL () — FAX () —		ご派遣責任者：	
(フリガナ) (〒) 所在地：				所属・役職：	
参 加 者 氏 名		所 属 ・ 役 職 名		経験年数	
(フリガナ)				年	
(フリガナ)				年	
(フリガナ)				年	
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。		【 】		●お支払い方法 □ 銀行振込 □ その他 ご請求先 (ご担当) _____ (ご所属)	
参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 ——— □ 不要					